

【協議事項 2】

参考資料

令和7年度(R6.10～R7.9)
地域公共交通確保維持事業
(地域間幹線系統)

地域公共交通計画 別紙
(当初提出時)

令和 6 年 6 月 2 8 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 幸手市地域公共交通会議
住 所 幸手市東 4－6－8
代 表 者 氏 名 会長 春田 松司

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 6 年 6 月 2 6 日

(名称) 幸手市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

幸手市は、国道 4 号を中心に市街地が発達し、病院や商業施設も国道 4 号沿いに集中している。一方で居住地や公共施設は郊外にも拡散している。

市の公共交通としては鉄道、路線バス、タクシーが挙げられ、路線バスについては、東武日光線幸手駅をはじめ、鉄道駅などへと接続する路線が市内・市外を通り放射状に延びている。

このような状況の中、地域間幹線系統である五霞町役場～桜まつり会場（まつり開催時）～幸手駅線は、市内の鉄道駅（幸手駅）に接続するとともに、当市と五霞町の拠点施設を連絡することにより、日常生活における移動を確保しており、地域間の公共交通ネットワークを構成する上で重要な役割を担っている。

また、地域内フィーダー系統である幸手市市内循環バスは、市内の鉄道駅、路線バス停留所に接続するとともに、市内の拠点施設と居住地を循環することにより、日常生活における移動を確保しており、当市の公共交通ネットワークを構成する上で特に重要な役割を担っている。

一方で、両系統とも自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する必要がある。

(幸手市地域公共交通計画 P 73 参照)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ① 地域間幹線バス系統の目標値として、輸送人員について、令和 5 年度の実績値を上回る値とする。

<参考> 令和 5 年度の実績値

事業者名	系統名	輸送人員数
朝日自動車	五霞町役場～桜まつり会場（まつり開催時）～幸手駅線	49,743 人

- ② 地域内フィーダー系統の目標値として、利用客数及び収支率（※国庫補助金の収入は含まない）について、令和 5 年度の実績値を上回る値とする。

<参考> 令和 5 年度の実績値

系統名	利用客数	収支率
市内循環バス	25,130 人	7.4 %

(幸手市地域公共交通計画 P 75～76 参照 ※地域内フィーダー系統)

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統及び地域内フィーダー系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。具体的には、五霞町役場～桜まつり会場（まつり開催時）～幸手駅線及び市内循環バス路線が維持確保されることとなり、補助対象期間中、延べ約 7 万 5 千人の住民の生活に必要な不可欠な移動手段の確保が見込まれる。

また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、沿線住民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ① 地域間幹線バス系統（五霞町役場～桜まつり会場（まつり開催時）～幸手駅線）
 - ・沿線観光地（権現堂）へのバス利用促進（朝日自動車(株)、幸手市）
 - ・利用実態に合わせたダイヤ改正の実施（朝日自動車(株)）
- ② 地域内フィーダー系統（市内循環バス）
 - ・運行方法の変更等、利便性向上策の検討（幸手市）
 - ・利用者が店舗などで特典を受けられる「幸手市市内循環バスハッピー乗り乗り事業（ハピノリ）」を継続し、ハピノリ応援ショップを積極的に募集（幸手市）
 - ・「杉戸町町内巡回バス」との追加料金なしの相互乗り継ぎの継続（幸手市）
 - ・リーフレットの改良等、不慣れな人や高齢者にもわかりやすい情報提供方法の検討（幸手市）
 - ・各地区の集まりに訪問する出張説明会などの企画（幸手市）
 - ・乗り場や乗り継ぎ拠点での案内の充実（幸手市・事業者）
 - ・乗り継ぎ拠点での待ち環境の充実（幸手市）
 - ・無料乗車キャンペーンの実施（幸手市）
 - ・転入者に対し、窓口などでのリーフレット配布の継続（幸手市）
 - ・運転免許返納者に対する利用を促す仕組みの検討（幸手市）

（地域公共交通計画 P59～60, 62～64, 67～68 参照 ※地域内フィーダー系統）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付。
 また、運行予定者は、輸送サービスの品質、運賃、運行内容等を総合的に勘案して、現行のバス事業者を選定。
 （幸手市地域公共交通計画 P73 参照）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ① 地域間幹線バス系統（五霞町役場～桜まつり会場（まつり開催時）～幸手駅線）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付。
- ② 地域内フィーダー系統（市内循環バス）
 - ・幸手市から運行事業者への委託料については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ① 地域間幹線バス系統（五霞町役場～桜まつり会場（まつり開催時）～幸手駅線）
 - ・事業終了後、輸送人員数の実績値とその増減の要因を運送事業者に提出してもらい、評価を実施する。
- ② 地域内フィーダー系統（市内循環バス）
 - ・事業終了後、利用客数の実績値とその増減の要因を分析し、評価を実施する。

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表4」を添付。

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添資料「生産性向上の取組について」のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年6月19日

令和6年度第1回幸手市地域公共交通会議開催（書面協議）

- ・令和7年度地域公共交通確保維持事業に係る計画について協議・承認
（地域間幹線系統及びフィーダー系統）

19. 利用者等の意見の反映状況

① 地域間幹線バス系統（五霞町役場～桜まつり会場（まつり開催時）～幸手駅線）

○利便性等に関する意見

- ・バスの運行本数を増やしてほしい。
- ・電車との接続を考慮した時刻にしてほしい。
- ・大型ノンステップバスを導入してほしい。

○路線維持に関する意見

- ・バスがあって助かっている。
- ・バスは欠かすことのできない交通手段の一つであり、今後も維持してほしい。

これらの意見を踏まえ、県民の生活交通として必要なバス路線について、引き続き維持確保を図っていくこととする。

② 地域内フィーダー系統（市内循環バス）

○市内循環バス運行開始前

市が発行している広報紙の令和2年3月号にアンケート用紙を折り込み、令和2年3月1日から3月31日までの1か月間、紙ベースと電子申請を利用したインターネットによる2種類の回答方法で市民を対象とした「市内公共交通利用者アンケート」を実施した。

アンケート結果のうち「今後幸手市内で運行を希望する市が運営する公共交通」の項目で、デマンド交通を希望する方が11.9%にとどまった一方で、循環バスを希望する方が73.8%と多く、市内循環バスの導入について庁内で協議を進めることとなった。

その後、幸手市地域公共交通会議において市内循環バスの導入について協議及び合意が得られたため、本計画のとおり令和4年1月から市内循環バスの運行を開始した。

○市内循環バス運行開始後

令和4年4月から市内循環バス利用者を対象に車内アンケートを開始した。

車内にアンケート用紙を設置し、車内又は市役所の回収ボックス、FAXにより回収を行っている。今後の市内循環バス運行の参考とするため、継続して実施し、意見集約を図っていく。

その他、本計画策定のため、令和5年1月からは運転免許返納者に対する移動手段等についてのアンケート、令和5年2月に公共交通に関する市民アンケート、令和5年4月には公共交通に関する民生委員・児童委員アンケート、令和6年1月から2月にかけては素案に対するパブリックコメントを実施し、公共交通に対する市民ニーズの把握に努めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県幸手市東4丁目6番8号

（所 属）幸手市市民生活部くらし防災課

（氏 名）小林 昂司

（電 話）0480-43-1111 内線 587

（e-mail）kurashi@city.satte.lg.jp